

7. 病院群の構成等

様式 A－10別表

基幹型又は地域密着型臨床研修病院の名称（所在都道府県）：医療生活協同組合健文会 宇部協立：（ 山口 ）

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
山口県	宇部小野田	(病院施設番号：031045)		岡山県	県南東部		林道倫精神科神経科病院 (病院施設番号：030617)		山口県	宇部小野田		生協小野田診療所 (病院施設番号：066240)		宇部協立病院臨床研修プログラム	2
				山口県	宇部小野田		山口大学医学部附属病院 (病院施設番号：030648)		山口県	美祢		美祢市立病院 (病院施設番号：096299)			
				山口県	宇部小野田		宇部興産中央病院 (病院施設番号：030656)		山口県	萩		わたぬきクリニック (病院施設番号：168147)			
				福岡県	北九州		健和会大手町病院 (病院施設番号：030709)		山口県	山口防府		山口県庁 (病院施設番号：)			
				鳥取県	東部		鳥取生協病院 (病院施設番号：031003)		山口県	萩		山口県萩健康福祉センター (病院施設番号：)			
				山口県	下関		独立行政法人地域医療機能推進機構 下関医療センター (病院施設番号：031950)					(病院施設番号：)			
				山口県	下関		長門一ノ宮病院 (病院施設番号：031951)					(病院施設番号：)			
				山口県	山口防府		綜合病院山口赤十字病院 (病院施設番号：060055)					(病院施設番号：)			
												(病院施設番号：)			
												(病院施設番号：)			

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にない林道倫精神科神経科病院を協力型病院に追加する正当な理由は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する症例の施行について」第2、5、（1）、テ、（イ）、3に該当すると考えます。
林道倫精神科神経科病院と当院は同じ組織（全日本民主医療機関連合会）に加盟しています。
林道倫精神科神経科病院は中四国の組織内の精神科のセンター病院としての機能を果たしており
当院勤務の精神科医も林道倫精神科神経科病院で後期研修を行うなど強い連携を築いています。
林道倫精神科神経科病院には指導医が4人おり十分な指導体制があり、病棟も5病棟あり、初期研修に必要な様々な精神症例と診療を学ぶことができます。
このように林道倫精神科神経科病院は、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にない協力型病院を追加する正当な理由の3に該当すると考えますので、ご承認頂けますようご検討をよろしくお願い致します。
健和会大手町病院・鳥取生協病院を協力型病院に追加する理由は研修医の希望に応じるとともに、研修を充実化させるためです。

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する全ての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか、以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係る全ての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む。）を「研修プログラム」欄に記入すること。